



Title	「経済・社会立法」と司法審査（3） —アメリカにおける「合理性の基準」に関する一考察—
Author(s)	常本, 照樹; TSUNEMOTO, Teruki
Citation	北大法学論集, 43(5), 45-74
Issue Date	1993-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15493
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(5)_p45-74.pdf



「経済・社会立法」と司法審査（三）

— アメリカにおける「合理性の基準」に関する一考察 —

常 本 照 樹

目 次

はじめに

第一章 連邦裁判所・合衆国憲法による審査

第一節 デュー・プロセス条項

第二節 契約条項

第三節 平等保護条項

一 序

二 ウォレン・コートまでの展開

(三五卷一・二号)
(三五卷五号)

三 バーガー・コート 一九七〇年代
 四 バーガー・コートからレンクイスト・コートへ

(以上 本号)

第三節 平等保護条項

一 序

平等保護条項については、その展開過程を含めて、すでにわが国に詳細な研究があるが、これまでの関心は主として⁽¹⁾いわゆる厳格審査および厳格な合理性の基準に向けられてきたように思われる。しかし、「経済・社会立法」に適用される合理性の基準についてはなお整理すべき点が残されており、とくにアメリカにおいては最近平等保護条項との関連で合理性の基準の構造に関する議論が最高裁においても学界においても高まってきている。本節では、平等保護条項のもとの経済的規制立法および社会立法に関する連邦最高裁判例の流れを概観するとともに、合理性の基準による司法審査の実質化の問題について若干の整理を試みたいと思う。

平等性の観念は、社会契約説の論理的前提でもあり、⁽²⁾アメリカ建国の根本原理の一つでもあったことは、独立宣言を引くまでもなく明らかであるといえよう。「平等とは、そこから新世界に期待された調和と公共の徳 (public virtue) が流れ出てくる社会的源だ⁽³⁾」のである。

平等の観念は、しかし、⁽⁴⁾独立にいたる対英抗争の時期には声高に主張されたものの、独立達成後は、国内における種々の政治的、経済的考慮もあって、⁽⁵⁾それ自体として憲法に明文で規定されることはなかった。

平等保護条項が独立の規定として合衆国憲法に加えられるのは一八六八年のことであり、州憲法に同様の規定が続々と設けられるようになるのも一八五〇年以降のことであるが、こうして独自の規定が置かれた後でも、経済的自由をめぐる事案において、裁判所が平等保護条項と、従来からあるデュー・プロセス条項とを区別して適用することは稀であった。その理由として、初期の平等保護法理の研究者であるウォーソフ(Louis A. Warsoff)は、両条項の背後にある觀念の類似、同一性および両条項を分離しないことの実際上の利点を挙げるが、さらにクーリー(Thomas M. Cooley)の影響および判断基準の類似性も考えられるように思われる。

デュー・プロセス法理の根底にあった、反 special legislation 觀念が個々人の権利の平等性を内包していたことは既述のとおりである。したがって、多くの場合、デュー・プロセス条項のみを援用しても、あるいは「デュー・プロセスおよび平等保護条項」として援用しても、實際上変わりはなかったのである。

ウォーソフの挙げる第二の理由とは、直接には、連邦政府に対し適用のある合衆国憲法第五修正には平等保護条項がなく、デュー・プロセス条項しか設けられていないという問題への裁判所による実際の配慮である。⁽⁹⁾ すなわち、平等保護条項が連邦および州の憲法に明定される以前は、連邦政府は第五修正により、州政府と同様に「恣意的」な権限の行使を禁じられていた。しかるに、州にしか適用されない平等保護条項に独自の地位を認めると、連邦と州への対処に差異を設けなければならなくなるというわけである。これは避けられねばならなかった。

このような裁判所の姿勢を示す判決としては、一九〇三年の Lappin v. District of Columbia 判決が挙げられる。⁽¹⁰⁾ コロンビア特別区内で営業するに際して株式仲買人が支払わなければならない認可料につき、特別区居住者と非居住者との区別を設けていた連邦法を違憲とする判決において、法廷意見はいう。「第一四修正が……連邦に適用がないことは明らかである。……しかし、だからといって連邦議会が……〔連邦直轄地であるコロンビア特別区〕内に居住する人々に

対して法の平等保護を拒んでよい……ということにはならない。生命、自由、財産に関する憲法のすべての保障は、各州に居住する人々の利益と保護のためであるのと同様に、特別区に永続的に又は臨時に居住するすべての合衆国民の利益と保護のためにある。本件連邦法は、……合法的な職業に従事する市民の権利（これは憲法の保障する「財産」に含まれる）に対し不合理な負担を課すことにより、実質的にデュー・プロセスによらない財産の接収となっているのであり、したがって合衆国憲法第五修正に抵触するのである⁽¹¹⁾。

ウォーソフの挙げるこれらの法理的原因に加えて、クーリイの影響を指摘することができるように思われる。アメリカは判例法国といわれるが、各州の法曹が、自州の判例はともかく、他州の「法」を知ることが決して容易ではなかったであろう。連邦の最高裁、控訴裁および各州の最高裁の判決をカバーする West 社の National Reporter System が刊行されたのは一八八〇年代になってのことである⁽¹²⁾。このような状況のなかで、一八六八年の段階で各州の裁判例を網羅的に印照したうえ、その「混乱」を正し、初の体系的な憲法理論を提示したクーリイの "CONSTITUTIONAL LIMITATIONS" の影響力は、本稿第一節でも触れたとおり想像に難くないが、この著作のなかでクーリイが special (class) legislation に対する制約規定として用いていたのは、刊行以前の州判例を参考にして当然のことともいえるが、デュー・プロセス (law of the land) 条項であった。そのため、クーリイの影響を強く受けた州裁判所においてはとくに、その後も権利の平等な保障の根拠としてデュー・プロセス条項がその地位を維持し続けたと考えられるのである。

さらに、「两条項のもとにおける判断基準（違憲審査基準）の基本的類似性も見逃すことができない。平等保護条項の要請とは、政府は同様の立場にある人々は同様に扱われなければならない、ということであるとされる⁽¹⁴⁾。すなわち、利益もしくは不利益を与えるにつき、政府が受益ないし負担者を決定するために用いる分類が問題になるのである。そして、このような立法の合憲性を判定するための基準とは、「立法上の分類が」何らかの合理的理由——すなわち、意図

された分類に正しくかつ適切な関連を有する事実上の差異——に基づいており、単なる恣意的選択ではない⁽¹⁵⁾」かどうかというものである。この基準が、第一節で確認した、法律の採用した手段と正当な立法目的との合理的関連性を問うという実体的デュー・プロセス法理の審査基準と基本的に同一であることは明らかであろう。唯一の違いは、前者の場合には、法律上の手段として、何らかの分類が常に用いられていることを前提としているという点である。こうして、法律の合憲性審査に際しても、両条項のもとで、裁判所は同様の判断プロセスをとることになるのである。

以上のような事情から、平等保護条項は、経済的自由をめぐる事案においては概ね法理的にデュー・プロセスと区別されることのないままに二〇世紀を迎えることになるのである。⁽¹⁶⁾

二 ウォレン・コートまでの展開

二〇世紀に入り、とくにウォレン・コートの時代に平等保護法理が飛躍的に発展したことはよく知られている。そこでは、平等保護条項のもとで適用される審査手法には二つの段階があることが明らかにされた。第一の段階が「厳格審査 (strict scrutiny)」と呼ばれるものであり、法律の採用した手段 (分類) が、やむにやまれぬ強度の (compelling) 公益の実現のために必要ないし不可欠 (necessary) であることが示されないう限り、違憲の結論が導かれる。人種や出身国 (national origin) を分類の規準とした法律 (「疑わしい分類 (suspect classification)」による法律) および基本的人権の行使を阻害するような分類を採用している法律に対して用いられる手法であるとされる。⁽¹⁷⁾

他方、これらに該当しない、大半の法律についての平等保護条項 (および第五修正のデュー・プロセス条項⁽¹⁸⁾) のもとでの司法審査は、「伝統的な「合理性」の基準にしたがって行われる。これによる審査においては、先にも触れたように、

正当な（換言すれば憲法によって禁じられていない）何らかの公共目的の達成と法律上の分類とが合理的に関連していることが要求されるに止まる。そして、いわゆる経済・社会立法のほとんどが（基本権の行使の阻害等がない限り）この基準にしたがって司法審査されることは周知のとおりである。

しかしながら、判例を通観してみると、この合理性の基準のなかにも実は二種類のテストが存在していたことが明らかになる。

第一のテストは、一九一一年の *Lindsay v. Natural Carbonic Gas Co.* 判決⁽¹⁹⁾により提示されたものである。それは、つぎのような四つの原則として述べられている。①平等保護条項は、州がポリス・パワーに基づく立法を行うに際して区別的取扱をすることを禁止するものではなく、この点に関する裁量を広汎に認め、それが何らの合理的基礎もなくまったく恣意的な場合に限り違憲無効とするに過ぎない。②何らかの合理的基礎を有する分類は、それが数学的な正確さをもつてなされていないとか、實際上何らかの不平等をもたらすという理由だけでは本条項違反とはならない。③立法上の分類が問題とされた時点で、当該法律を支持する何らかの事実状態が合理的に想定されるならば、制定時にその事実状態が存在していたことが推定されなければならない。④このような法律における分類の合理性を争う者は、それら何らの合理的基礎もなく、本質的に恣意的であることを証明する責任を負う。

こうして、本判決によって、立法上の分類は、それが何らかの合理的基礎に立ち、そしてまったく恣意的というのではない限り合憲とされることが宣明されただけではなく、かりに法律を擁護する側が法律を支える合理的基礎を明示することができず、また会議録等の立法記録に照らしても明らかとならないような場合でも、裁判所が自らすすんでそのような基礎たりうる事実状態の存在を想定するということまで明らかにされたのである。このような「テスト」は判決の名をとってリンズリー・テストと呼ばれる⁽²⁰⁾。これは第一節でみたように、一九三七年の「憲法革命」後に連邦最高裁が

実体的デュー・プロセス法理について採用しているテストと同様のものであり、これによって法律が違憲とされるのはきわめて例外的なこととなる。⁽²¹⁾

第二のテストは、Lindsay 判決の九年後、E. S. Royster Guano Co. v. Virginia 判決⁽²²⁾において示された。州内と州外の両方で活動している企業に対してはその収益に課税するが、州外でのみ営業している企業には免税措置をとっていたヴァージニア州法が平等保護条項のもとで争われたのが本件であるが、連邦最高裁は、本件免税措置の目的は、ヴァージニア州が企業の州外の活動に対しては保護を与えられないこと、および州外の営業はその進出している州による課税の対象となるであろうことに求められると認定したうえで、本件州法を違憲と判示したのである。この立法目的に照らすと、州内、州外の両方で営業している企業を免税措置の対象に含めないのは不合理であると法廷意見は指摘する。少なくとも、そのような企業の州外で活動する部門に関しては、州外でのみ営業している企業と同じ立場にあるといえるからである。

この判決において法廷意見が採用したのは、「〔法律上の分類は〕合理的であつて恣意的ではなく、同じ状況にあるすべての人々が同様に扱われるように、立法目的に適正かつ実質的な関連性を有する」ものでなければならぬ、とするテストであった。これをロイスター・グアノ・テストと呼ぶことにする。

広い意味では同じ「合理性の基準」に含まれるとはいえず、リンズリー・テストとロイスター・グアノ・テストは同一のテストということはできない。Royster Guano 判決における法廷意見と反対意見⁽²³⁾との対比からも明らかのように、端的にいつて、目的と手段の関連性について、リンズリー・テストではそれを支持する事実状態が合理的に想定することができれば足りるとされるのに対し、ロイスター・グアノ・テストでは裁判所による想定がされないだけでなく、より「実質的」な関連性が存在することが要求される。また、立法目的についても、後者においては事案に照らし「最も

ありうるべき (most probable) 目的が審査の対象とされるのである。

論
いわゆるロックナー時代⁽²⁴⁾に平等保護条項を援用して法律を違憲とした判決は二〇を超えるが、これらは概ねロイスター・グアノ・テストを適用したものである⁽²⁶⁾。

しかし、この傾向も実体的デュー・プロセス法理の凋落と同じ方向をたどる。それを示す代表的判決が一九四九年の *Railway Express Agency v. New York*⁽²⁷⁾ である。本件では、トラックの車体に広告を掲示することを、トラックの所有者自身のビジネスのためのものを除いて禁止するニュー・ヨーク交通条例の合憲性が争われた。上告人は、車体広告により他の車の運転者や行人人の注意が散漫になり、交通に危険がもたらされるのを防ぐという、州が主張する立法目的と本件条例の採用した分類とが適切に関連していないと主張した。

これに対し、ダグラス (William O. Douglas) 裁判官による法廷意見は、当局は、トラックの所有者自身が広告主である場合と他人にスペースを貸す場合とは交通に与える影響が違ふと結論したのかもしれないし、また、全能者でない限りこの結論が誤りだとはいえないと述べ、このように想定されうる事態に関し、本件分類が関連性を有しないとはいえないとして、これで平等保護条項の要請は満たされていると判示したのである。このように、本件は、立法目的と手段(分類)の関連性を問うという形式はとりながらも、その合理性の強度の推定をともなっているという点で、まさにリンズリー・テストを採用したものとすることができよう。

その後、連邦最高裁は、平等保護条項のもとでの経済的自由侵害の主張を一律に斥けていたが、一九五七年になって「突然のように」違憲判決が下された。為替業務を行うにつき当局による一定の規制を受けるべき旨を定めていたイリノイ州法がアメリカン・エクスプレス社の発行する為替を明示的に除外していたところ、この差別的取扱いが平等保護条項に反するとして争われたのが本件 *Morey v. Doud* 事件⁽³⁰⁾ である。六名の裁判官を代表したハートン (Harold H. Bur-

ton) 裁判官による法廷意見は、*Royster Guano* 判決を引用しつつ、「法律上の分類は、その目的と合理的な関連性を有していなければならぬ⁽³¹⁾」と前提したうえで、まず、本件州法の目的は「為替取引に関し」州民を継続的に保護することであると認定する。そして、当時のアメリカン・エクスプレス社が、その営業実績からみて州による規制の必要がないことは認められたが、しかし、現在の状況が変化してもなお同社が継続して免除特権を受けられるとされている点をとらえ、目的と分類の合理的関連性を否定したのであった⁽³²⁾。

しかし、*Morey* 判決は継承されなかった⁽³³⁾。一九六〇年代に入ると、*Morey* 判決以前をさらに上回るほどの審査の緩和の傾向が顕著になるのである。

一九六一年の *McGowan v. Maryland* 判決⁽³⁴⁾は、いわゆる日曜休業法の合憲性が争われたものであるが、国教禁止条項とならんで平等保護条項も争点として取り上げられていた。全員一致の意見を書いたウォレン (Earl Warren) 長官は、一定の職種⁽³⁵⁾を同法が休業対象から除外しているのは平等保護条項に違反するとの主張に対し、つぎのように述べてその合憲性を支持した。「平等保護条項に」違反するとされるのは、問題とされる立法上の分類が、州の達成すべき目的とまったく関連性のない根拠に基づいているときに限られる。実際には当該立法により何らかの不平等が結果するとしても、州はその合憲的な権限の範囲内で行動したものと推定される。法律上の分類は、それを正当化しうるような何らかの事実状態が想定されうる限り無効とはされないのである。本件においても、州議会は、本件州法で除外された商品の日曜日に販売することが、州民の健康の維持、もしくは日曜日をより一層休日らしくすることのために必要であると合理的に判断しえたと考えられる。「訴訟記録をみても、以上の想定を覆すに足る証拠はない」。

こうして、ウォレン・コート期における、平等保護条項のもとでの「合理性」の基準に基づく経済・社会立法に対する司法審査は、もっぱらリンズリー・テストによる「理論上は最小限の審査だが実質的には無審査⁽³⁶⁾」といわれる状態が

説
続いたのである。⁽³⁷⁾

論

三 バーガー・コート 一九七〇年代

一九七〇年代に入り、いわゆるバーガー・コートの時代になると、しかしながら、いささか事態に変化が見えてくる。伝統的な「合理性」の基準によるとしながら違憲の判決が導かれたり、合理性の基準の適用に一種の変動が現れてくるのである。

まず、一九七一年の *Reed v. Reed* 事件⁽³⁸⁾では、死者の財産管理人として同位の有資格者が二人以上存在している場合には男性を優先して任命すべき旨を定めたアイダホ州法が争われた。女性である上告人は、性に基づく分類を「疑わしい分類」とみなすように主張したが、裁判官全員を代表したバーガー (Warren E. Burger) 長官の法廷意見はこれを退け、伝統的な合理性の基準によることを明言しつつ、違憲の結論を導いたのである。適用されるべきテストとして法廷意見は、「(性の違いが)本件州法が達成しようとする目的に合理的関連性を有しているか否か」というものを挙げているが、その判示部分で *Royster Guano* 判決が引用されていることから明らかなように、本件では「伝統的な合理性の基準」の中でもロイスター・グアノ・テストが採用されているのである。このテストによりつつ、バーガー長官はつぎのように判示した。「確かに、競合者から一つのクラスを除去することにより遺言検認裁判所の負担を減らすという立法目的(州裁判所はこのように認定していた)自体には正当性がないわけではない……〔しかし〕たんに〔このような目的〕を達成するために一方の性を他方よりも強制的に優先させるのは〔合理的関連性が認められず〕平等保護条項により禁じられている恣意的な立法的選択にはかならない。」

翌七二年の Eisenstadt v. Baird 判決⁽³⁹⁾においては、避妊具の購入の合法性に關し、既婚者と未婚者を區別し、前者による購入のみを合法とするマサチューセッツ州法が違憲とされた。ブレナン(William J. Brennan Jr.)裁判官による法廷意見は、「合理性の基準」によるとしつつ、主としてつぎの三点を指摘し、平等保護条項違反の結論を導いたのである。

①本件州法は、病気の予防のための購入は禁じていないし、既婚者に対してならば無条件で販売できるとしている。したがって、妊娠に対する恐れが私通(fornication)の抑止になりうるとしても、本件州法に設けられているこのような例外規定に鑑みると、婚外性交の防止を同法の目的と合理的に考えることはできない。②「公衆の健康維持」自体は正当なポリス・パワーの行使目的たりうるが、それが本件州法の真の目的であると認められない。もしそれが目的であるなら、同法は未婚者に対する不当な差別を行つていゝことになる。さらに、すでに多くの法律が有害な薬物の頒布を規制しているのであるから、本件州法は保健立法としても不要である。③本件州法はたんなる避妊禁止立法としても支持できない。このような禁止自体が基本的人権と抵触するか否かはここでは判断しないが、避妊具にアクセスする個人の権利は、それがいかなる権利であれ、既婚者に対するのと同様に未婚者に対しても認められなければならないのである。

連邦最高裁は、Dandridge v. Williams 判決(一九七〇)⁽⁴⁰⁾において、福祉受給権を嚴格審査を導く「基本的権利」とみなすことを拒み、福祉関係立法は「経済・社会立法」として伝統的な合理性の基準によつて審査されることを明らかにしていた。しかし、七三年の United States Department of Agriculture v. Moreno 判決⁽⁴¹⁾では、「一定の低所得世帯に食品切符(food stamp)を支給する旨規定していた連邦法が違憲とされたのである。一九六四年の連邦食品切符プログラム法は、一定の収入に満たない「世帯」に食品切符を支給することとしていたが、一九七一年の改正法⁽⁴³⁾により「世帯」につき血縁関係にある人々という旨の定義がなされたため(旧法では、「調理施設を共有し、食糧を共同で購入するのを常とす

る経済単位としての人々の集団」と定義されており、血縁関係の有無は問われていなかった、血縁関係のない個人を含む世帯には受給資格が認められないことになった。この改正法が平等保護条項に抵触するとして争われたのが本件である。

ブレナン裁判官による法廷意見は、「分類自体が正当な国家利益と合理的に関連しているならば」合憲であると前提し、「合理性の基準」をとることを明らかにしていた。しかし、食品切符プログラム法の立法目的は、その前文によれば、低所得世帯の栄養水準を向上させ、余剰農作物の購入を拡大することにより農業経済を助成することにあるところ、本件分類（世帯の定義）はこの立法目的とは「明らかに無関係」である。また、制定（改正）経過をみると、ヒッピーを当該プログラムから排除するという目的が窺われるが、このように「政治的に不人気な集団の利益を侵害しようという……欲求は、正当な国家利益を構成しない」、さらに、政府は詐欺防止という目的もあがるが、かりにそれを認めたとしても、本件分類との間に合理的関連性は存在しない。法廷意見は、大要このように述べて、本件改正法を違憲と判示したのである。

これらの判決はみな、問題とされた法律を、判例法理として確立されている「経済・社会立法」のカテゴリーに含めることにより、「伝統的な合理性の基準」による司法審査に服すべきものとしたのであるが、実際にそれらで用いられているテストはロイスター・グアノ・テストであったといえる。そして、さらにこれらの判決に共通するのは、いずれも「疑わしい分類」に準ずる分類、あるいは、何らかのかたちで基本権とみなされうる権利の侵害が含まれているといえることである。Reed v. Reed 判決で問題にされた性差別は、その後、明らかに、より厳格な審査（厳格な合理性の基準）に服すべきものであるとされた⁽⁴⁴⁾し、Eisenstadt v. Baird 判決の核心にあったのは、その翌年に明確に憲法上の権利と認められたプライバシーの権利とみることができ⁽⁴⁵⁾る。実際、本件のブレナン法廷意見は、プライバシーの権利を限定的に

承認した一九六五年の *Griswold v. Connecticut* 判決⁽⁴⁶⁾の法理の拡大を強く意識しつつも、種々の考慮から伝統的法理の枠内で判決するという「無理」をしたものであるとの指摘がある⁽⁴⁷⁾。また、一定の条件のもとにある世帯に対して食品切符の受給資格を認めなかった *Department of Agriculture v. Moreno* 判決における法律も、合衆国憲法第一修正の保障する「集会の自由」を侵害するものであったとみられなくもないのである⁽⁴⁸⁾。

一方、バーガー・コートにより多くの法律が平等保護条項に違反しないと判決されたことはいうまでもないが、これらの合憲判決のなかにも、リンズリー・テストとは実質的に異なったテストによっていると例がみられる。

その例としてあげられるのが、一九七三年の *McGinnis v. Royster* 判決⁽⁴⁹⁾である。本件では、受刑者の仮釈放の可否を決するにつき、確定判決後に州刑務所に服役した期間は重要な要素として考慮されるが、郡拘留所に未決拘留されていた期間は考慮対象にならないとしていたニュー・ヨーク州の仮釈放制度に関し、保釈金を出すことができなかつたために保釈されなかつた者が平等保護条項違反の主張を行った。

法廷意見を書いたパウエル (Louis F. Powell, Jr.) 裁判官は、本件制度は平等保護条項には違反しないと結論づけたものの、審査にあたり、裁判所は「争われている分類が、何らかの正当な、明示された (articulated) 州の目的を合理的に促進するか否か」を問うと述べて、裁判所による合理的な目的およびそれと手段との関連性を支持する基礎事実の存在の想定というリンズリー・テストの特徴的アプローチからの離脱を示唆したのである⁽⁵⁰⁾。

翌七四年の *Johnson v. Robinson* 判決⁽⁵¹⁾は良心的兵役拒否が取り上げられた事案であるが、本件では、退役軍人援助プログラムの一環としての教育給付が、軍務に就いた者には認められるのに対して、良心的兵役拒否者として代替業務に就いていた者には認められないとしていた連邦法が平等保護条項には違反しないと判決された。しかし、その際、法廷意見は *Royster Guano* 判決を引用し、目的と分類の間に「適正かつ実質的な関連性」が認められるとされているのである⁽⁵²⁾。

このように、ウォレン・コート期に比べ、「純粹な経済規制立法」に対するものはともかく、⁽⁵³⁾バーガー・コートの「経済・社会立法」に対する司法審査は、そこでいかなるテストが用いられるのか、どの程度の実質的判断がなされるかにつき、一貫した姿勢を読み取ることが困難になつていふように思われる。このような「混乱」の一因は、ウォレン・コート時代に確立された厳格審査か合理性審査かという「硬直した」二分法を修正しようという努力とともに、合理性の基準に対する理論的検討が深化したことにあるのかもしれない。問題の所在を明らかにするために、つぎに二つの判決をいささか詳しく眺めてみることにしたい。

四 バーガー・コートからレンクイスト・コートへ

第一の判決は、一九八〇年に下された U.S. Railroad Retirement Board v. Fritz 判決⁽⁵⁴⁾である。鉄道職員の退職・廃疾給付制度を定めた一九三七年の連邦法によれば、鉄道会社とそれ以外の会社の両方で勤務した個人で、鉄道退職給付および社会保障法に基づく退職給付の双方の受給資格のある者は、両制度からの退職給付およびそれに伴う「たなぼた (windfall)」給付⁽⁵⁵⁾を受給することができた。しかし、この「たなぼた」給付支給がそのまま続くと、一九八一年までに鉄道退職給付制度が破産することが予想されたため、連邦議会は、一九七四年に同法を改正した⁽⁵⁶⁾。

この改正法は少なからず複雑なものであるが、関連ある職員をつぎの四つのカテゴリに分類していた。①一九七五年一月一日の時点で、鉄道退職給付受給の資格要件である一〇年間の鉄道会社での雇用を満たしていない者は、新制度に基づき退職給付が計算され、したがって「たなぼた」給付は受けられない。②右の時点ですでに退職し、両給付を受給している者に対しては、そのまま旧制度による給付が継続される。③右の時点で両給付を受給する資格要件は満たして

いるが、まだ退職していないため受給を開始していない者は、つぎのいずれかに該当する場合に旧制度にしたがつて「たなぼた」給付を受給できる。(a)一九七四年に何らかの鉄道業務に就いた場合、(b)一九七四年二月三十一日の時点で鉄道産業と「現在の関係(current connection)」⁵⁷⁾を有している場合、(c)右の時点で二五年以上鉄道業務に従事している場合。
④一九七五年一月一日の時点で鉄道退職給付受給資格は得ているが、七四年における鉄道産業との「現在の関係」を欠いており、鉄道会社による二五年以上の雇用もされていない者は、鉄道業務を離れた時点で社会保障法のもとの退職給付の受給資格を得ていた場合には、一定額減額された「たなぼた」給付を得ることができ。

このような改正法に対し、一九七四年二月三十一日の時点で社会保障法のもとの受給資格は得ているが、七四年以前に鉄道産業を離れ、七四年末の時点で鉄道産業と「現在の関係」を待たず、二五年以上の勤務もしていないため、「たなぼた」給付を受けられない人々が、勤続期間が一〇年を超えるが二五年に満たない人々を一九七五年一月一日もしくは退職の時点で鉄道産業と「現在の関係」を有しているか否かで区別するのは不合理であるとして、インディアナ州南部地区連邦地裁に、同改正法が違憲である旨の宣言的判決を求めるクラス・アクションを提起したのが本件の発端である。

連邦地裁は、本件改正法における分類は、鉄道退職給付制度の支払能力を保全し、かつ既得権を尊重するという立法目的と「合理的に関連」していないと認め、違憲判決を下した。⁽⁵⁸⁾

これに対し、連邦最高裁で七対二の多数を代表して法廷意見を書いたレンクイスト(William H. Rehnquist)裁判官は、本件改正法は合憲と判断し、地裁判決を破棄したのである。

レンクイスト裁判官は、本件における最初の問題は平等保護法理のとるべき「経済・社会立法」に対する違憲審査基準は何かということであると前提してから、これまでの諸判例において用いられてきた基準を検討する。初期の最高裁

は、合憲性判断のためにリンズリー・テストのほかにもロイスター・グアノ・テストをも使用することがあったが、近時は一貫して、たんに賢明もしくは精巧に立法されていないというだけで法律を無効とはしていないと述べて、⁽⁵⁹⁾ 法廷意見はリンズリー・テストを適切なテストとして採用することを明らかにする。すなわち、法律上の分類が「明白に恣意的」ではなく、当該分類につき「妥当な理由が皆無」でない限り、違憲の判決は下されないのである。

法廷意見は、このテストを本件に適用し、大要つぎのように述べて本件改正法を合憲と判示した。

本来、連邦議会はその目指す目的を達成するために「たなぼた」給付を例外を設けず一律に廃止することもできるのであるから、その受給の可否につき何らかの区別をすることも当然に認められる。唯一の問題は、その手段としての分類が明白に恣意的もしくは不合理であるかどうかである。本件分類は、上告人のいうように、鉄道従業員の相対的衡平の保障と「この道一筋の」鉄道員に対する給付の確保のためのものであって、それ自体恣意的であるとはいえない。被告人らが「たなぼた」給付を受けられない点についても、連邦議会が、被告人らのように両給付の受給資格が生じた時点で鉄道産業に雇用されていない者よりも、その時点で雇用が継続されている者のほうが、これらの給付に対して、より衡平な請求権を有していると（正当にも）判断したということはありえよう。さらに、「現在の関係」要件も、他の退職給付制度においても用いられているものであって、「明白に恣意的」とはいえないし、連邦議会が、この要件に合致する者のほうが、より「この道一筋」の鉄道員というに相応しいと考えたとしても不当ではない。

先に触れたように本判決には二人の裁判官による反対意見が付されている。法廷意見のとったアプローチを一層明確に把握するために、つぎにこの反対意見を眺めてみよう。

マーシャル(Thurgood Marshall)裁判官の同調を得たブレナン裁判官の意見は、次のように主張する。⁽⁶⁰⁾

連邦議会における本件改正法の審議記録をみると、改正法の「主たる目的」がすでに受給資格を得ている退職者の既

得権の保護であることが明確に述べられている⁽⁶¹⁾。そうだとすると、本件改正法が一定の既得権を侵害しているというのはどういふことなのであろうか。立法経過についての連邦地裁の事実認定によれば、本件で問題とされている規定は議会スタッフにより起草されたものではなく、合同労使交渉委員会 (Joint Labor-Management Negotiating Committee) が議会の委嘱を受けて起草したのであるが、この委員会は鉄道産業の労使代表により構成されており、退職が迫っているで第一線から離れている人々の利益は代表していなかった。さらに、こうして起草された法案が先に述べた「主たる立法目的」とは反する結果をもたらすということを議会は理解しなかった。実際、当該法案を審議する議会の諸委員会上において公聴会が開かれた際、起草者たる労使代表は当該立法の効果につき繰り返し誤った証言を行い、これに対する議員の側からの追及もなかったのである。このような事情に鑑みると、本件分類は連邦議会在が抱いていた目的と合理的に関連しているとは考えられない。立法上の分類が「合理性の基準」に合致するといいうるためには、当該分類が議会の「現実の (actual) 」目的と適正にして実質的に関連していなければならない。すなわち、訴訟に際して事後的に政府側代理人が法律を守るために創出した「立法目的」や裁判官が想定した「立法目的」ではなく、議会自身が明示した目的との関連性が問われなければならないのである。

これに対するレンクイスト法廷意見の対応には興味深いものがある。法廷意見は、ブレナン裁判官の指摘する立法過程上の問題は一切否定せず、そのかわり、つぎのように述べている。第一に、司法審査に際しては立法の何らかの目的の存在が認められれば足り、それが立法にあたっての議会の「真の」目的であるかどうかは無関係であること、第二に、裁判所は議会に対して立法目的を明示するよう要求したことはないこと、第三に、裁判所は、議会が実際に制定した事柄を立法に際しても目的としていたと推定すること、である。

反対意見は、法廷意見のとるこのようなアプローチは事実上すべての立法を合憲とするものであり、「合理性の基準」

の名のもとに立法目的と分類の関連性を問うこと自体が無意味になると指摘したが、⁽⁶²⁾ 実のところ、まさにそれこそがリンズリー・テストの意味するものともいえるのであり、この判決によって「経済・社会立法」に対する平等保護条項のどの司法審査のスタンスが明らかに確定したかに思われたのであった。

しかし、Fitz 判決のわずか三ヵ月後に下された *Schwelker v. Wilson* 判決（一九八二）⁽⁶³⁾ において、結論はともかく、「経済・社会立法」に対する違憲審査基準をめぐる問題が再燃したのである。Fitz 判決においては七人の裁判官がリンズリー・テストの採用に同意していたのであったが、今回は五対四の判決であり、しかも多数派の採用したテストの内容も必ずしも明確なものではない。

本件の事案はつぎのようである。連邦議会は一九七二年に社会保障法を改正し、補充的収入プログラム (Supplemental Security Income Program 以下 SSI と略) ⁽⁶⁴⁾ を創設した。SSI は、老齢、盲目、廃疾のために就労できない人々に対して生活保護給付を行い最低生活水準を維持することを目的としていたが、一定のカテゴリの人々については受給資格が認められていない。精神病院の入院患者もそのカテゴリに含まれているが、そのうちの多くの患者に対しては、より少額（年額三〇〇ドル以内）の給付（以下「少額給付」という）の受給資格が認められている。これは病院によって支給されない身の回りの物の購入にあてられるものであるが、これが支給されるのは、当該患者のための医療扶助 (Medicaid) 資金を受領している公立病院に入院している場合に限られる。この制度に対し、医療扶助受給資格がないために SSI の少額給付も受領できない公立病院の患者が争ったのが本件である。

連邦最高裁で法廷意見を担当したブラックマン (Harry A. Blackmun) 裁判官は、本件連邦法は「経済・社会立法」のカテゴリに入るものであるから、「立法上の分類が正当な立法目的を合理的に促進するものであ⁽⁶⁵⁾」れば平等保護法理の要請は満たされるとした。

しかし、その際ブラックマン裁判官は、このテストは「齒のないものではない」と付け加えている⁽⁶⁶⁾。これはブラックマン裁判官自身が以前の判決で用いている言葉であるが、その判決とは嫡出性に基づく分類を扱ったものであり、そこではリンズリー・テストよりも厳しい基準が用いられていた⁽⁶⁷⁾。しかも、その判決は、*ゴズ*判決の反対意見においてブレナン裁判官が、より実質的な審査を主張する根拠として引用していたものであった。この限りで見ると、本件でのブラックマン法廷意見は、*ゴズ*判決の法廷意見よりも反対意見に近いと思われる。

また、法廷意見は、本件連邦法の立法記録を参照し、「S S Iに医療扶助受給資格基準を援用するという決定は、連邦議会による慎重で十分考慮されたうえでの選択」に相違なく、したがって「当法廷は、このような慎重な行動を、不注意や無知の結果とは考えない」と述べているが、これも*ゴズ*判決とは一致しない指摘とみられうる。同判決におけるレンクイスト法廷意見が、明確に、議会の立法にあたっての「真の」理由は司法審査には無関係であり、議会は立法目的を明示するように要求されることはないとして、立法過程における問題を無視していたことは先に見たとおりである。

本件法廷意見のこのような判示部分は、合憲の結論を導くのに必要というわけではなかったことは明白である。それに、他の場合に見受けられるような、他の裁判官の同意を取りつけるための戦術的妥協を行ったのだとも考えにくい。先述のように、*ゴズ*判決の法廷意見には全部で七人の裁判官が結集していたのに対して、本件では多数派を形成している裁判官は五人になっている。*ゴズ*判決で反対意見にまわっていたブレナン、マーシャル両裁判官は本件でも少数派⁽⁶⁸⁾にあり、*Fritz*で補足意見を書いたステイヴンズ(John P. Stevens)裁判官は本件では反対意見に票を投じている。したがって、右のようなブラックマン裁判官の判示部分はもっとも緩やかな審査を主張する裁判官の支持を失うおそれこそあれ(実際にはそうはならなかったが)、それによってより実質的な司法審査を主張する裁判官の賛同は得ていな

説
いのである。

本件に関し、さらに興味深いのは、*McCleskey*判決ではレンクイスト法廷意見に参加しながら、本件では率先して反対意見を書いているパウエル裁判官⁽⁶⁹⁾の動きである。

パウエル裁判官は、とくに「経済・社会立法」に対して裁判所が強度の敬讓のスタンスをとるのは、議会が民意を反映しているという民主主義の原則に基づくところが大きいと前提したうえで、大要つぎのように述べる。議会がこの原則に基づく自覚的な政策選択を行ったということ（そうであって初めて裁判所による敬讓に値する）を裁判所が知りうるのは、立法過程または法律自体において正当な目的が表明されていることを通してなのである。さらに、目的が明示されていないければ、立法上の分類が恣意的か否かの判断もできない。そこで、立法目的が立法記録または法律自体において明らかに述べられておらず（本件がこれにあたる）、訴訟に際しての政府側代理人による立法目的の解釈、主張しない場合には、裁判所は、ロイスター・グアノ・テストにより「目的と分類との間に適正かつ実質的な関連性」が存在するか否かを問い、それにより目的自体も審査すべきである。こうして初めて平等保護法理が無意味になるのを防ぐことができるのである。

しかしながら、パウエル裁判官自身が参加していた*McCleskey*判決でのレンクイスト法廷意見が明確に否定していたのは、まさにこのようなアプローチであったはずなのである。

このように、「経済・社会立法」に対する平等保護条項のもとの司法審査のテストについては、バーガー・コートの後期には、判決の中で合理性の基準の適用および構造について議論されることが多くなり、合理性審査が無意味なトトロジーとなるのを防ぐために立法目的の正当性の審査や「現実の」立法目的ないし「明示された」立法目的に基づく手段との関連性審査を主張する裁判官が目立ってきたのである。しかし、一九八六年にバーガーの引退にともなってレ

ンクイストが長官となり、さらに裁判官の入替えが進む中で、最高裁の情勢は再び変化を見せつつあるようである。最後に平等保護法理の「現状」について瞥見しておくことにしたい。

一九九〇年の Sullivan v. Stroop 判決⁽⁷⁰⁾では、「児童扶養給付 (Aid to Families with Dependent Children) の受給資格に関する所得要件につき、"any child support payments" のうち毎月五〇ドルまでは所得に算入しないこととされているところ、連邦保健・社会福祉省が、児童と生計を同じくしていない親からの仕送りは右の扶養料に含まれるが社会保障法に基づく児童保険給付は含まれないものとして扱っていたことが問題とされた。ホワイト、オコナー、スカリア (Antonin Scalia)、ケネディ (Anthony M. Kennedy) 各裁判官の支持を得たレンクイスト長官の法廷意見は、親からの仕送りと児童保険給付を区別することは「もしそれを正当化する何らかの事実状態が合理的に想定しうるかぎり」平等保護条項違反とはならないとし、この区別によって連邦議会は親からの仕送りを促進しようとしたのかもしれないと述べてその合理性を認めたのである。本件には、ブラックマン、ブレナン、マーシャル各裁判官が、社会福祉立法であることを強調する反対意見を書いているが、もっぱら児童扶養給付法の解釈によるものであり、平等保護条項には触れていない。

翌九一年には、州裁判官の定年を七〇歳と定めるミズーリ州憲法の規定が問題とされた Gregory v. Ashcroft 判決⁽⁷¹⁾が下されている。本件の主要な争点は連邦制度に関わるものであるが、それと並んで上告人は平等保護条項違反も主張したのである。レンクイスト、スカリア、ケネディ、スーター (David H. Souter)、ホワイト、ステイヴンズ各裁判官の同意を得たオコナー裁判官の法廷意見は、年令による区別は「疑わしい分類」には当たらず、また裁判官たることも基本的利益ではないから本件は合理性の基準による審査が妥当するのであり、「異なるグループや個人の取扱いを変えることが、正当な立法目的の達成と関連がなく州憲法制定者 (州民) の行為が不合理としかいえない場合を除いて、本件のような法を違憲無効とすることはない」と指摘した。そして「本件のような平等保護事件においては、法の違憲

性を主張する者は、法の採用している分類が依拠している事実が、立法者によって真実であると合理的に考えられたはずはないということを主張立証しなくてはならない」と述べたのである。

平等保護条項のもとの合理性の基準による司法審査の実質化については、前述のように立法目的の正当性審査、現実の目的による合理性審査などの手法によってその可能性が追求されてきたのであるが、このような実質的審査を「経済・社会立法」について一律に行うべきか、社会立法についてだけ妥当すると考えるか、いずれについてもそれを否定するかという点についても議論があった。とくにバーガー・コートにおけるリベラル派の裁判官には単なる経済立法と社会立法を区別すべきとする傾向がみられたといえることができる。⁽⁷³⁾しかし、九〇年代にはいり、これらの裁判官と共和党政権によって任命された裁判官の人替えが進むにもなつて、経済規制立法と社会立法を区別することなしに平等保護条項のもとで「歯のない」司法審査を行う姿勢を強めつつあるのが連邦最高裁の現状であるように思われるのである。⁽⁷⁴⁾

第三節 注

- (1) 代表的論考として、戸松秀典「平等保護と司法審査——合衆国憲法の平等保護条項に関する司法の役割の研究——」(一) — (四完) 国家学会雑誌九〇巻七・八号一頁、九一巻一・二号一頁、三・四号一頁、七・八号二七頁(一九七七—七八) (以下、戸松「平等保護」と引用)。なお、この論文は、加筆修正のうえ、戸松秀典「平等原則と司法審査——憲法訴訟研究 I」(一九九〇)に収められている(以下、戸松「平等原則」と引用)。

(2) ロックは、自然状態(state of nature)とは同時に平等状態(state of equality)でもあったのであり、個人は自然法の枠内でまったく自由に自らの行動を律することのできたのであつて、その意味ですべての人間は平等であつたとする。そして、そのような人々が同じ保護の必要を認めて任意に社会に入ったのであるなら、そのような社会契約が凍結されてから一部の人々が他の人々よりも多くの権利を主張するのも不公正とならう。See WILLI P. ADAMS, 'THE FIRST AMERICAN CONSTITUTIONS.'

REPUBLICAN IDEOLOGY AND THE MAKING OF THE STATE CONSTITUTIONS IN THE REVOLUTIONARY ERA 165 (1980).

(3) GORDON S. WOOD, *The Creation of The American Republic, 1776-1787*, at 73 (1969). See also BERNARD BAILYN, *The Ideological Origins of The American Revolution* 307 (1967).

(4) 基本的にいえることは、独立革命の指導者たちが否定したのはイギリスにおけるような「生まれによる貴族制」であって、「能力の貴族制」ではないことである。したがって、指導者たち自身のように、教育、能力があり、財産の裏付けによる余裕があつて、公的職務遂行に適している人々の地位を脅かしかねない観念を国内向けに強調することは必要でもないし、望ましくもなかった。また、当時すでに存在していた奴隷制に関しては、南部出身の指導者たちも奴隷制が平等性の観念と両立がたいことは認識していたが、現実問題としてそれは経済的にきわめて重要な制度であつたことから、その理論的正当化として、平等処遇を含む社会的恩恵を享受できるのは「社会の構成員」のみであるところ、奴隷は構成員ではありえないという主張を行つていた。そして、北部の植民地指導者たちも、対英抗争の遂行そして独立後の統一維持のため、南部の主張をいれざるをえなかつたのである。See ADAMS, *supra* note 2, at 164-88.この問題については、制憲会議において論及されてゐる。I *The Records of The Federal Convention of 1787*, at 422 (Madison), 432 (Hamilton)(M. Farrand rev. ed. 1937).

(5) 合衆国権利章典の起草に際し、マディソン (James Madison) はつぎのように述べている。「人間の完全な平等」は確かに絶対的真実である。しかし、憲法にそれを書き込むことは絶対に必要というわけではない」(quoted in ADAMS, *supra* note 2, at 188.) 州(邦)憲法の権利宣言等には平等性の宣明がみられるが、それらは概ね自由の形容として用いられていたことに特徴があるとされる。戸松『平等保護』、前掲注(1)、九〇巻七・八号一頁、六―七頁。戸松『平等原則』、前掲注(1)、一〇頁。思うに、州(邦)憲法における平等性の宣明については、それらのもっとも初期の、そして後にできる新しい州の憲法のモデルとなつた邦憲法が、合衆国憲法よりも早く、独立宣言とほぼ同時期に制定されているということに注目すべきであろう。すなわち、そこには、合衆国憲法の場合のような国内問題に目を向けたときに感得されざるを得ない圧力よりも、社会契約説的思考の方が強く反映したのであり、前注(2)で触れたように、社会契約説には平等理念が当然に組み込まれていたのである。もちろん、これは各々の邦ごとの事情により差異があり、北部の邦においては比較的直截に平等性が表明されたが、ヴァージニアのような南部の邦においては奴隷保有者の力が強く、権利宣言の、すべての人は「生

まれながらに平等に自由」という当初の草案に、「社会(state of society)に入るに際し」という文言が追加され、それにより前注(4)で述べたような奴隷は社会の構成員ではないから平等性は認められないという論法が可能とされたのである。See I. A. E. DICK HOWARD, COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF VIRGINIA 61-62 (1974). 合衆国憲法制定後につくられた州憲法にいくつもの、それ以前の邦憲法の強い影響がみられる。JOSEPH R. GRODIN, IN PURSUIT OF JUSTICE: REFLECTIONS OF A STATE SUPREME COURT JUSTICE 121-22 (1989).

(6) 合衆国憲法第一四修正「州は……その管轄内にある何人に対しても、法の平等な保護を拒んではならない」

(7) See e.g. LOUIS A. WARSOFF, EQUALITY AND THE LAW 158 (1938).

(8) *Id.* at 157-70.

(9) 連邦最高裁は、一八七八年の *Davidson v. New Orleans*, 96 U.S. 97 判決において、デュー・プロセス条項に対して「義務的に明確な定義を与えることを避け、そのかわりに具体的事案に際しての「裁判所による追加と削除(judicial inclusion and exclusion)」という漸進的プロセスをとり、将来の変化する状況に対応することの賢明さを説いているが、これと同様の考慮がデュー・プロセスと平等保護を区別しないことにも働いている」とウォーソフはみる。L. WARSOFF, *supra* note 7, at 165.

(10) 22 App. D.C. 68 (1903), quoted in L. WARSOFF, *supra* note 7, at 166-68.

(11) これは異なり、文言に忠実に従った判決もみられないわけではない。See *Kennedy Bros. v. Sinclair*, 287 F. 972 (D.C. Cir. 1923).

(12) GRANT GILMORE, *THE AGES OF AMERICAN LAW* 58-59 (1977).

(13) THOMAS M. COOLEY, A TREATISE ON THE CONSTITUTIONAL LIMITATIONS WHICH REST UPON THE LEGISLATIVE POWER OF THE STATES OF THE AMERICAN UNION (1868).

(14) See e.g. Joseph Tussman & Jacobus Tenbroek, *The Equal Protection of the Laws*, 37 CALIFORNIA L. REV. 341, 345 (1949). But see Peter Westen, *The Empty Idea of Equality*, 95 HARVARD L. REV. 537 (1982). 戸松『平等原則』前掲注(一)一四七一五〇頁。

(15) *Gulf, Colorado & Santa Fe Ry. v. Ellis*, 165 U.S. 150, 165-66 (1897). なお、本判決は「人種差別以外の領域で初めて平等条項に基づき下された違憲判決であると同時に、同条項のもとですべての法律に対し最低限要求される基準としての「合

理性の基準」の基礎を確立した判決として重要である。本判決以前に、例えば、*Richmond F&P R. R. v. Richmond*, 96 U.S. 521 (1878)において、平等保護条項のもとで *class legislation* が禁じられる旨が連邦最高裁によって示され、*Barbier v. Connolly*, 113 U.S. 27 (1885)と同一カテゴリ内におかれた人々の平等な取扱いの必要が説かれ、そして、*Yick Wo v. Hopkins*, 118 U.S. 356 (1886)によって「純粹の恣意的権力の行使」が禁じられているが、これらの観念を集成したうえで立法的分類自体の合理性を問う基準が形成されたのは *III* 判決においてである。

(16) 両者の自覚的分離が行われるようになるのは、まず消極的原因として、一九三七年の「憲法革命」によって実体的デュー・プロセス法理が実質的に廃棄され、それ以降同法理は一種の「禁忌」とされたこと、そして積極的理由として、一九五〇年代以降のウォレン・コートの司法積極主義の直接の契機となったのが公立学校における人種差別という優れて平等保護法理に適した領域であったということによるものといつてよからう。

(17) 例えば、参照、戸松、前掲注(1)。

(18) コロンビア特別区における人種分離教育を違憲とする判決において、第五修正のデュー・プロセス条項のなかに平等保護の趣旨が含まれていることが確立された。*Bolling v. Sharpe*, 347 U.S. 497 (1954)

(19) 220 U.S. 61 (1911).

(20) 例えば、戸松「平等保護」、前掲注(1)、九〇巻七・八号一頁、二七頁、戸松「平等原則」、前掲注(1)、三〇一—三三頁は「リンズリー法則」の存在を指摘する。

(21) ある意味でこれよりさらに緩やかな「審査」が行われた例もある。クリーニング業に従事する者に対し一〇ドルの認可料を課す一方で、ステイム・クリーニング業者を除外していたモンタナ州法の合憲性が争われた *Quong Wing v. Kirkendall*, 223 U.S. 59 (1912)判決において、ホームズ(Oliver W. Holmes, Jr.)裁判官による法廷意見は、「もし州がステイム・クリーニング業を促進し、手洗によるクリーニングを間接的に抑止するのが適当と考えたとしても、それはまさに議会の職分であつて裁判所の関知するところではない」と述べて、このような経済政策立法における分類については、それを合理化する事実状態の想定すら必要とされないことを示唆している。

(22) 253 U.S. 412 (1920).

(23) 本件では、ブランドイス(Louis D. Brandeis)裁判官が、ホームズ裁判官とともに反対意見にまわっている。ヴァージニア州

が本件免税措置を設けたのは、ほかの州に本拠を置く企業のヴァージニア州での法人設立を誘い、それにより、少なくとも法人設立認許料と毎年の営業認可税 (franchise taxes) を収益することをめざしていたのかもしれないと想定したうえで、ブランドイス裁判官は、「本職は、課税の点で州内法人に差異を設ける理由を想像できるし、『この理由に照らせば』本件州法のとる分類は非現実的でもないし……恣意的でも不当でもない」とした。Id. at 418. これから明らかなように、ブランドイス意見は、リンスリー・テストに立っているものといえる。

(24) *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45 (1905) に象徴される実体的デュー・プロセス法理の全盛時代。本稿第一節参照。

(25) *See e.g.*, BENJAMIN F. WRIGHT, *THE GROWTH OF AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW* 157-63 (1942).

(26) 例えば、五年間を超える継続期間を有する抵当権の登録に対し課税する旨を定めたケンタッキ州法が争われた *Louisville Gas & Electric Co. v. Coleman*, 277 U.S. 32 (1928) において、長期と短期の抵当権を区別することは、立法目的に対し合理的にして正当な関連性を有するとは認められないとされた。

(27) 336 U.S. 106 (1949).

(28) *Daniel v. Family Security Life Insurance Co.*, 336 U.S. 200 (1949); *Williamson v. Lee Optical Co.*, 348 U.S. 483 (1955); *Bread v. Alexandria*, 341 U.S. 622 (1951). っのほかにも、この時期に多くの事案が連邦問題の不存在 (want of a federal question) (事実上の裁量的上訴制限) 等を理由に略式に処理されている。

(29) このほかに、合衆国郵政省、ウェスタン・ユニオン電信会社に対しても免除措置がとられていた。

(30) 354 U.S. 457 (1957).

(31) *Id.* at 465.

(32) 本件には、文言絶対主義の裏返しとして平等保護条項のような一般条項を根拠に経済立法に対して実質的審査を行うことと自体を否定するブラック (Hugo L. Black) 裁判官およびリンスリー・テストによるフランクファータ (Felix Frankfurter) 裁判官 (ハーラン (John M. Harlan) 裁判官が同調) の反対意見が付されている。

(33) 本判決が明示的に変更されたのは一九七六年である。フレンチ・クォーターにおける手押し車による小売商を禁ずるニューヨーク市条例は、その発効以前に八年間以上継続して営業していた者についてのみ例外としていた。同条例の合憲性が争われた *New Orleans v. Dukes*, 427 U.S. 306 (1976) 判決において、全員一致の意見は、*Morey* 判決に依拠して違

憲の結論を導いていた原判決を破棄するに際し、「More」判決は純粋な経済規制の事案における適正な平等保護法理から逸脱したものであり……変更を免れない」としたのである。

(34) 366 U.S. 420 (1961).

(35) 例えば、小売業に関しては、タバコ、菓子、ミルク、パン、果物、ガソリン、潤滑油、薬品、新聞、雑誌の販売は禁止対象から外されていた。

(36) Gerald Gunther, *The Supreme Court 1971 Term—Foreword: In Search of Evolving Doctrine On A Changing Court: A Newer Equal Protection*, 86 HARVARD L. REV. 1, 8 (1972).

(37) 経済立法に関する事案ではないが、却ってウォレン・コート期の平等保護法理のもとの合理性の基準の意義をもっとも明確に示していると思われるのが、ウォレン長官が在任の最後の年に下した *McDonald v. Board of Election*, 394 U.S. 802 (1969) 判決である。身体障害者や宗教上の理由で投票場へ行けない者に対しては不在者投票が認められているのに対し、拘留所内の未決拘禁者には認められていないイリノイ州クック郡の制度（なお、他の郡に拘留されているクック郡居住者には不在者投票が認められていた）が平等保護条項のもとで争われたのが本件であるが、ウォレン長官は、基本権たる投票権の行使が阻害されているから厳格審査が行われるべきだとする主張を退け、投票自体については別の機会があると考えられるから、本件で問題とされるのは「不在者投票をする権利」に過ぎないとした。そして「合理性の基準」が適用されることを明らかにしたうえで、立法目的の達成とまったく無関係の理由に基づいているのでない限り、そしてそれを正当化する合理的基礎がまったく想定できないのでない限り、立法上の分類は無効とはされないとしたのである。ウォレン長官は、さらに議会は多くの対処さるべき問題に対し、「一度に一つずつ (one step at a time)」処理していくことが伝統的に認められていると述べてきわめて広汎な立法裁量を承認している。

(38) 404 U.S. 71 (1971).

(39) 405 U.S. 438 (1972).

(40) 397 U.S. 471 (1970).

(41) 413 U.S. 528 (1973). 本件の紹介として柴田保幸「アメリカ法の潮流」アメリカ法一九七五—一号—三六頁がある。

(42) 本件を含め、福祉受給権をめぐる諸判例については、参照、米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題——アメリカにお

ける特権論崩壊後の判例理論の検討(一)——(三)「民商法雑誌七八卷六号八二頁、七九卷一号六六頁、二号八三頁(一九七八)、戸松秀典「憲法訴訟と『立法府の裁量』の理論——アメリカにおける社会福祉訴訟をめぐって」成城法学一号二四一頁(一九七八)。

- (43) 問題とされた条項は「Food Stamp Act of 1964, 3(e), as amended, 84 Stat. 2048, 7 U.S.C. 2012(e).」
- (44) See *Craig v. Boren*, 429 U.S. 190 (1976).
- (45) *Roe v. Wade*, 410 U.S. 113 (1973).
- (46) 381 U.S. 479 (1965).
- (47) See *Gunter*, *supra* note 36, at 34-36. ちなみに、「本件で補足意見を書いたホワイト(Byrone R. White)裁判官は「本件州法の基本権侵害性をより明確に打ち出している。この意見にはブラックマン裁判官が同調している。」
- (48) 本件で補足意見を書いたタグラス裁判官は「この理由に基づき本件連邦法を「厳格審査」に服せしめるべきだとしている。」
- (49) 410 U.S. 263 (1973).
- (50) この点につきブレナン裁判官が「*Schlesinger v. Ballad*, 419 U.S. 498 (1975) 判決の反対意見において一層詳しく論じている。「過去においては、当法廷は、想像力を駆使して問題とされた立法的分類のありうべき合理的正当事由を想定したことがあるが、最近では、明らかに違憲の分類を救うために正当事由を作り上げることがしていない。のみならず、当法廷は、裁判において政府側が主張する立法目的が実際の立法目的であったか否かも審査しているし、また、法律自体もしくは立法過程において議会自身が立法目的を示している場合には、そのような目的のみを審査の対象としている。私の知る限りでは、当法廷は、実際には考えられていなかったことが明らかで立法目的に基づいて法律を合憲と判決しようとしたことはなく」(id. at 511)。」なお、ブレナン裁判官がこの意見に付している脚注も参照せよ。
- (51) 415 U.S. 361 (1974).
- (52) See also *Charlotte v. Local 660, International Association of Firefighters*, 426 U.S. 283 (1976); *New York City Transit Authority v. Beazer*, 440 U.S. 568, 597 (1979) (White, J. dissenting).
- (53) See *New Orleans v. Dukes*, 427 U.S. 297 (1976).
- (54) 449 U.S. 166 (1980). 本件判例研究として、藤井俊夫『憲法訴訟と違憲審査基準』二四一頁(一九八五)。

- (55) 旧法のもとでは（改正法においても同じであるが）鉄道会社に一〇年間勤務した者に鉄道退職給付の受給資格が認められていた。同一人物がもし鉄道以外の会社においても社会保障法による退職給付を受ける資格が生ずるに足るだけの期間雇用されたとすると、彼は双方の給付の受給資格を有することになる。しかし、両制度における給付金額の計算方法の違いのため、鉄道会社に雇用されていた期間とそれ以外の会社に雇用されていた期間を合算する場合とそれらを別々に計算する場合とで受領金額が食い違うのである。ここから生ずる差額が「たなぼた」給付といわれるものである。449 U.S. at 168n. 1
- (56) Railroad Retirement Act of 1974, 3(h), 88 Stat. 1323, 45 U.S.C. 231b(h).
- (57) 基準時に先立つ三〇月のうち一二月にわたり鉄道産業に雇用されていたことを指す。45 U.S.C. §231(o).
- (58) インディアナ州南部地区連邦地裁による判決は、大要が最高裁法廷意見のなかに引用されている。449 U.S. at 173-74.
- (59) その例として、法廷意見は、*Dandridge v. Williams*, 397 U.S. 471 (1970); *Vance v. Bradley*, 440 U.S. 93 (1979); *New Orleans v. Dukes*, 427 U.S. 297 (1976) を挙げる。
- (60) 449 U.S. at 182.
- (61) ブレナン裁判官は、意見に付された脚注でつぎのように補足している。鉄道退職給付制度の支払能力の確保という目的は、それ自体としては本件分類を合理化できない。問題はなぜ連邦議会が退職者を別異のクラスに分けて取り扱ったのかという点なのであるから、財政健全化という大目的は本件分類とは直接には無関係といわなければならない。Id. at 185n.2.
- (62) 法廷意見は、逆に、かりに反対意見のような立法過程上の問題を重視するアプローチを文字通り採用すると、ほとんど生き残る法律はなくなるだろうという。
- (63) 450 U.S. 221 (1981).
- (64) 86 Stat. 1465, 62 U.S.C. 1381 et seq.
- (65) 被上告人は、本件分類は精神病者を不利に扱うようになされており、判例で認められている「疑わしい分類」に類似するものであるから通常の「経済・社会立法」に対するのよりも厳しい基準によって審査すべきであると主張しており、一審もこの主張を認めて違憲判決を下していた。Sterling v. Harris, 478 F.Supp. 1046 (ND.Ill. 1979).
- (66) 450 U.S. at 234.

- (67) Mathews v. Lucas, 427 U.S. 495, 510 (1976).
- (68) バウエル裁判官による反対意見に同調している。
- (69) 450 U.S. at 239.
- (70) 110 S.Ct. 2499.
- (71) 111 S.Ct. 2395.
- (72) これらの主張の理論的意義については結章において若干の考察を行う。
- (73) たとえば、City of Cleburne v. Cleburne Living Center, 473 U.S. 432 (1985) (本判決については結章を参照)におけるマールシャル裁判官の意見(ブレナン、ブラックマン裁判官が同調)は、本件で適用された違憲審査基準は単なる合理性の基準ではないことを法廷意見は認めるべきだと主張している。さもなければ、経済規制立法についても本件のような実質的審査が行われるというような誤解を与えおそれがあるというのである。
- (74) もっとも、レンクイストが最高裁判官になってから、自ら平等保護条項のもとで経済関係立法に対して違憲判決を下した例として、Allegheny Pittsburgh Coal Co. v. County Commission of Webster County (1989) 判決(488 U.S. 366)がある。本件では不動産課税評価制度の合憲性が問題となったが、租税制度は従来から合理性の基準で審査されてきており、本件でも同基準が適用されている。ウェブスター郡では、土地に対する固定資産税を課税するに際し、直近の取引価格の五〇%を評価額とすることとしていた。原告会社は、郡内の土地を新たに購入したため現在の土地価格を反映した課税がなされることとなったが、その周囲の同様の土地は長年売買されていなかったため、それらの土地に比べて評価額が八ないし三五倍となつてしまったのである。
- 全員一致の法廷意見を書いたレンクイスト長官は、政府はすべての土地の評価額が市場価格を敏感に反映するようにするとか、直近に取引された土地の評価額をそれと同様の土地の評価額と等しく扱われるようにする義務はないとしたものの、平等保護条項は、少なくとも同様の立場にある不動産所有者の課税措置が概ね同等となるように時季を得た調整をすることを要求していると指摘した。にもかかわらず郡当局は原告会社の土地の評価額を隣接する土地の評価額に照らして調整することを拒んでおり、これは「常軌を逸した措置」であり、このような課税評価制度は真に専断的で恣意的であると断定されたのである。

“Socio-Economic Legislation” and Judicial Review (3)

Teruki TSUNEMOTO*

This article is continued from vol. 35 no. 5 issue of the Review.

Part Three examines the evolution of the equal protection jurisprudence of the United States Supreme Court in the socio-economic legislation context. It discusses the concept of equality in the American jurisprudence since the revolutionary era till the enactment of the 14th Amendment. It then analyzes standard of judicial review under the equal protection clause and points out that the Supreme Court has been utilizing two tests in the name of mere rationality standard. It looks through the effort of vitalization of rationality review by liberal justices of the Burger Court, and finally indicates that the constitutional review of both social legislation and economic regulation is virtually doomed to be “without teeth” in the days of the Rehnquist Court.

*Associate Professor of Law, Hokkaido University of Education, Sapporo.